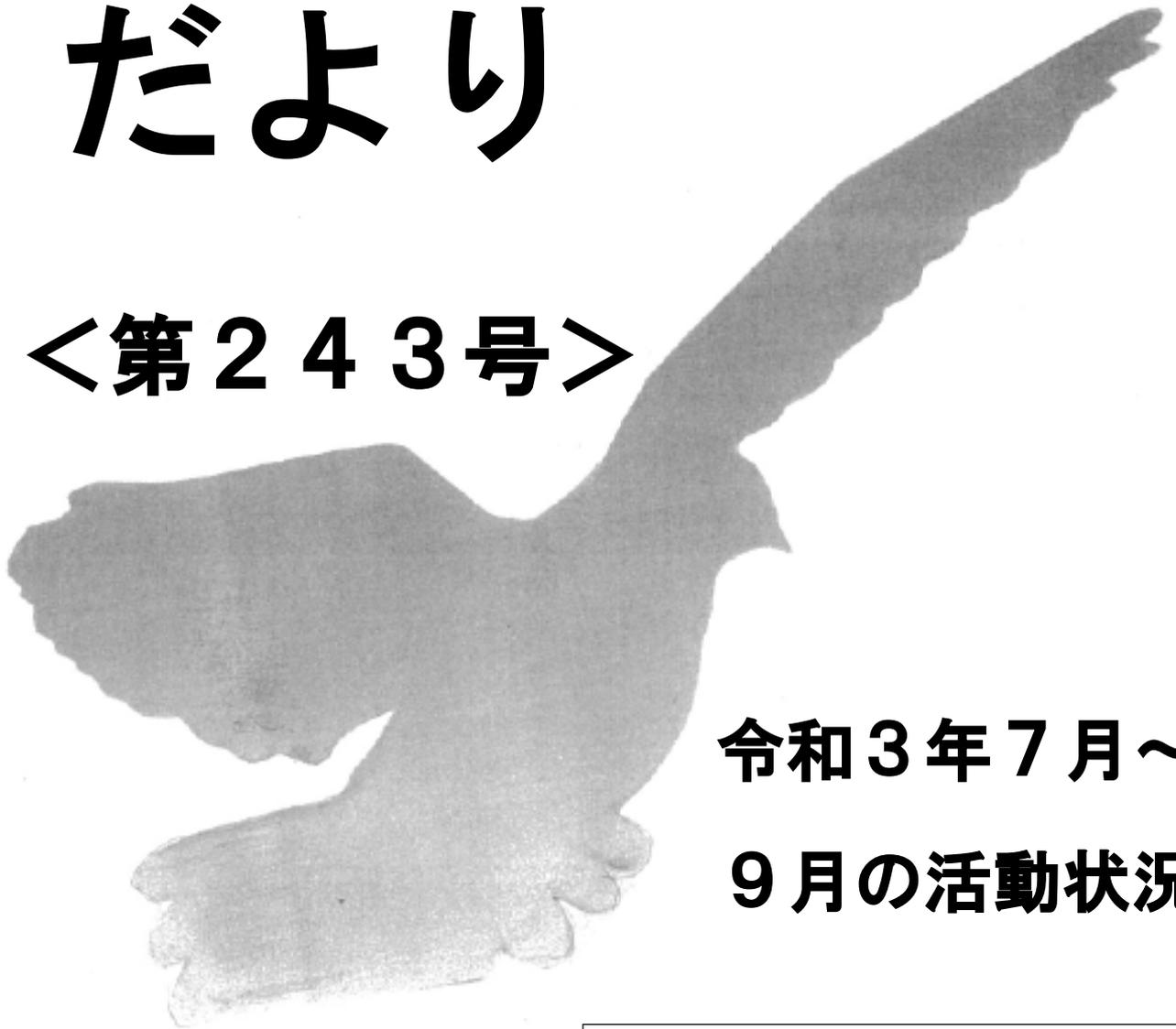




# 公取中部 だより

〈第243号〉



令和3年7月～  
9月の活動状況



## 公正取引委員会事務総局中部事務所

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館 8階

電話 052-961-9421

ファックス 052-971-5003

中部事務所HP

[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/  
chubu/index.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/index.html)

公取HP

<https://www.jftc.go.jp/>

# 公取中部だより 第243号

(令和3年7月～9月)

## 目 次

### I. 中部事務所の活動状況

- 1. 概況 . . . . . P1
- 2. ピックアップニュース . . . . . P2
- 3. 会議・説明会等の実施状況 . . . . . P17

### II. 公正取引委員会の動き

- ・主な報道発表 . . . . . P19



## I. 中部事務所の活動状況

### 1. 概況

愛知県では、7～9月の期間中、約4割の日々が緊急事態宣言の対象になりました。事務所でも対面での面談が必要な業務で影響がでましたが、関係団体とのつながりは、むしろオンライン・Webの活用により深まり、広がっています。

まず、事業者団体のWebサイトやメールマガジンを通じた個々の事業者への情報提供については、「下請法 知っておきたい豆情報」に加えて、49団体の協力を得て、「下請法 基礎講習会」の開催案内をしました。同時に、このオンライン講習会については、大人数が参加できるウェビナー（ウェブセミナー）方式に切り替えました。今後、「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ」の防止においても、オンライン・Webを活用した連携が重要になってきます。

また、地方公共団体に関しては、今年度の、「官製談合防止法 研修会」の受講者数は、オンライン方式が定着するなかで大幅に増加する見込みです。各地の消費生活センターには、定期的に、メールにより景品表示法関連の情報を届けることになりました（今回は空間除菌脱臭機など）。農協等に対しては、オンラインで講師役を務めるなど独占禁止法コンプライアンス研修のお手伝いをしました。

さらに、こうしたオンライン・Webでの連携に加えて、集会活動が困難な消費者団体に対して、自宅で手に取ることができる「景品表示法クイズ」（紙）を配布しました。下請法の相談業務（電話）においても、各地の弁護士会の協力を得て、相談者の意向に応じて地元の弁護士会を紹介しています。

一方、事務所内では、オンラインによる研修として、総務課長が講師となり、これまでの業務における体験談等について話をしました。テレワークが浸透し一堂に会する機会がなくなるなかで、ベテラン職員の経験や知見が中堅・若手職員等と共有されるよう取り組んでいます。

## 2. ピックアップニュース



### 下請課

- (1) 下請法基礎講習会のオンライン開催
- (2) 親事業者向け「下請法違反発見チェックシート」(令和3年度版)の公表
- (3) 「土業」との連携(相談者への弁護士会の紹介)
- (4) 「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止」について

### 取引課

- (1) 消費者団体に対する景品表示法クイズの配布
- (2) 景品表示法に基づく調査及び指導

### 経済取引指導官

- (1) 発注機関(地方公共団体等)が主催する研修会への講師派遣
- (2) 中部事務所主催の愛知県に所在する発注機関に対する官談法等の研修会
- (3) 農業協同組合等が実施する研修会への講師派遣
- (4) 中部事務所の企業結合審査

### 総務課

- (1) 情報発信  
下請法基礎講習会, 知っておきたい豆情報(下請法), 公取中部だより消費生活ダイジェスト
- (2) オンライン所内研修
- (3) 有識者と中部事務所との懇談会の開催に向けた取組
- (4) 独占禁止法教室(高校)
- (5) 相談件数の動向(7月~9月)

## ■ 下請課



### (1) 下請法基礎講習会のオンライン開催

公正取引委員会は、下請法及び優越的地位の濫用規制の基礎知識の習得を希望する方を対象に下請法基礎講習会を開催しています。令和3年度においては、中部事務所では、この講習会を4回開催することを計画しており（いずれも大人数が参加できるウェビナー（ウェブセミナー）方式）、第1回を8月19日に実施しました（第2回は10月、第3回は12月、第4回は令和4年2月の予定）。当日は143名の方に御参加いただきました。

下請法基礎講習会では、よくある違反事例を多数紹介することにより下請法の規制内容を具体的に御理解いただけるようにするとともに、下請法の規制を満たした発注書面のひな形を示すことにより自社（親事業者）の発注書面との比較をしやすいするなど、下請法を初めて学ぶ方が規制内容を十分に御理解いただけるよう工夫をしています。

下請法基礎講習会の申込みは、中部事務所 Web サイトから行うことができます。皆様の受講をお待ちしています。

[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/chubu/shitauke\\_kisokosyukai.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_kisokosyukai.html)

### (2) 親事業者向け「下請法違反発見チェックシート」（令和3年度版）の公表

令和2年度において中部事務所の管内で発生した下請法の違反行為を総計すると約1,700件でした。このうち、特に多く見られた違反行為を6つピッ

クアップした「下請法違反発見チェックシート」を作成しました。

親事業者は、このチェックシートを用いて、自社の発注・価格交渉・支払等が下請法に違反していないかの自己点検を簡単に行うことができます。

是非このチェックシートを御利用いただき、下請取引の公正化に努めていただければと思います（以下のリンクから入手できます。）。

[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/chubu/shitauke\\_checksheets.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_checksheets.html)

### **(3) 「士業」との連携（相談者への弁護士会の紹介）**

中部事務所には、下請事業者をはじめとする中小企業の方から取引上の相談が寄せられています（令和2年度は1,147件）。

これらの相談のうち、下請法の適用範囲外の取引についての相談のほか、自ら取引先と交渉するために必要な法律的な知識を得たいという相談については、相談者の意向に応じて、地元の弁護士会を紹介しています。

取引上の悩み・トラブルについては、お気軽に中部事務所（下請課：052-961-9424）まで御相談ください。

### **(4) 「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止」について**

公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴い、買ったとき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」

を次のとおり取りまとめ、対策の強化に取り組みます。さらに、これらの対応強化の成果を踏まえつつ、更なる取組を検討・実施していきます。

## **ア 下請法等の執行強化**

(ア) 下請法違反被疑事実等に係る情報収集の取組強化（定期書面調査の拡大・質問の追加等）

(イ) 最低賃金引上げ等を勘案しない下請代金の不当な設定を含む下請法違反行為等への厳正な対処

## **イ 相談対応の強化**

(ア) 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の設置（本相談窓口については、本年10月1日からフリーダイヤル化〔電話番号 0120-060-110〕を実施。詳細については、公正取引委員会ウェブサイト：

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210929.html> 参照)

(イ) 中小事業者等のためのオンライン相談会の実施

## **ウ 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化**

(ア) 「買ったたき」に関する下請法上の考え方の明示及び周知徹底（公正取引委員会ウェブサイトへのQ&Aの掲載）

(イ) 11月の「下請取引適正化推進月間」における周知活動の拡充・強化（下請法に関する新しい動画の作成・公開）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210908.html>



## ■ 取引課

### (1) 消費者団体に対する景品表示法クイズの配布

取引課では、消費者団体を対象に景品表示法の概要と最近の景品表示法違反事例を紹介し、広告表示等において注意する点を説明させていただく消費者セミナーを実施しています。令和3年度においても多くの消費者団体から消費者セミナーの開催依頼をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年のような対面での実施が難しい状況にありました。そこで、よくある相談事例や違反事例を基に不当表示や過大な景品提供について「景品表示法クイズ」を作成し、消費者団体に配布しました。集会によつての活動が難しい中、会員の皆様に配布していただき、消費者団体からは、在宅していてもできる活動の一つとして、自宅で景品表示法クイズに楽しく挑戦したというお声をいただきました。

### (2) 景品表示法に基づく調査及び指導

公正取引委員会は、消費者庁長官からの委任を受け、景品表示法の規定に違反する疑いのある行為について必要な調査等を行っています。そして、消費者庁長官は、これら調査等を踏まえ、措置命令を行う（第7条第1項）ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っています。中部事務所が調査を行い、令和3年7月～9月の期間中に指導が行われた案件は以下の1件です。

(優良誤認〔景品表示法第5条第1号〕)

A社は、空間除菌脱臭機(以下「本件商品」という。)を販売するに当たり、新聞折り込みチラシ等において、「新型コロナウイルスを99%除去」等と表示することにより、あたかも、本件商品を使用することにより、空気中の新型コロナウイルスを99%除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。しかし、実際には、当該表示どおりの効果が得られるとまでは認められないものであった。



## ■ 経済取引指導官

### (1) 発注機関（地方公共団体等）が主催する研修会への講師派遣

公正取引委員会では、地方公共団体等からの依頼を受けて、職員を講師として「官製談合防止法」研修会へ派遣しています。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の発生の下、Web 会議システムを利用して講師の説明をライブ配信するオンライン方式の研修を導入しています。

令和2年度に中部事務所が講師派遣を行った研修会は20回であり、そのうち17回がオンライン方式でした。令和3年度の講師派遣は、上半期に12回実施しており、下半期は現時点で12回の実施を予定しているなど、令和2年度と比較して回数が増加しています。また、上半期に実施した12回の全てがオンライン方式であり、下半期もほとんどがオンライン方式での実施を予定しており、オンライン方式による研修会が定着してきたと考えています。

令和3年度は令和2年度に比べ講師派遣回数の増加が見込まれています。その要因は、令和2年度オンライン研修会を実施した発注機関から、令和3年度もオンライン研修を実施してほしいとの依頼が寄せられているなど、令和2年度のオンライン研修会が好評であったことが挙げられます。また、令和2年度においてオンラインによる研修の実施体制が整わず研修の開催を見合わせていた発注機関から令和3年度になって依頼が寄せられていることも講師派遣回数の増加につながったものと考えています。

## **(2) 中部事務所主催の愛知県に所在する発注機関に対する官談法等の研修会**

中部事務所では、上記(1)の講師派遣のほかに、毎年、発注機関向け「官製談合防止法等の研修会」を主催しています。

令和3年度は、9月9日に愛知県に所在する発注機関向けにオンライン方式により実施し、46の発注機関から合計207名に御参加いただきました。

前回の愛知県での研修会は、平成29年度に刈谷市において対面方式で実施しました。その時は、36の発注機関から合計61名に御参加いただきました。

今回は前回と比較して、参加発注機関の数は1.3倍、参加人数は3.4倍となりました。その要因については、次のように認識しています。

まず、オンライン形式のため他市町村の研修会場に行く必要がなく、時間面・費用面から参加しやすくなったと考えられます。さらに、今回は同時接続可能な回線数を大幅に増やし、職員は各自の端末で研修会を受講できるようになりました。

実際、今回の研修会の参加者からは「対面開催だと移動時間や旅費の関係で参加できないが、オンラインであれば参加しやすいため、今後もオンラインで開催してほしい」、「オンライン研修会は、研修会場まで足を運ぶ時間が節約できるため、参加しやすい」などの意見をいただいています。

## **(3) 農業協同組合等が実施する研修会への講師派遣**

公正取引委員会では、農業協同組合中央会又は農業関係の事業者団体（以下

「農協等」という。)が開催する研修会に講師を派遣し、独占禁止法等のコンプライアンス確保のための研修を実施しています。

中部事務所では、直近5年度で農協等の研修会への講師派遣は1度だけでしたが、令和3年度は、7月から9月の間に農協等の研修会に3回講師(対面方式とオンライン方式を組み合わせたもの1回、オンライン方式2回)を派遣しました。

令和3年度において、農協等から講師派遣依頼が多い理由は、令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」の重点分野の一つである「成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革」の中で、「農協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組」が挙げられたためだと考えています。

公正取引委員会は、農業分野における独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることにより、農協等の違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てることを目的として「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(以下「農協ガイドライン」という。)を公表しています。研修会においては、農協ガイドラインを用いて、違反行為のイメージが湧きやすいように、行為主体ごとに想定される具体的な違反事例を挙げて説明を行いました。また、過去に実際に公正取引委員会が法的措置等を行った事例の紹介も行いました。

受講者からは、「独占禁止法の概要が良く分かった」、「事例を交えての研修

で、JA の運用に照らして考えることができ理解が深まった」などの意見をいただき、農協等と独占禁止法の関係についておおむね御理解いただけたと考えています。

#### (4) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、「独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「9条通知」といいます。）を行った」案件についての情報です。四半期毎に公正取引委員会の Web サイトで一覧表の形で原則として公表しています。

直近では、令和3年4月～6月の期間中に9条通知を行った案件について同年7月に公表を行いました。その中で当事務所が審査を行った案件は下表の2件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の関値との関係	9条通知日
R3.4.13	(株)ナルックス及び(株)スーパーマルモ	食品スーパー／食品スーパー	吸収分割	－	R3.5.11
R3.5.18	(株)真城及び相川企画(株)	遊技場の運営／遊戯場の運営	吸収分割	－	R3.5.26

#### ●企業結合の届出一覧はこちら

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryu/ichiran.html>



## ■ 総務課

### (1) 情報発信

#### ア 下請法基礎講習会

中部事務所では、令和 3 年度において、下請法基礎講習会をオンラインにより 4 回開催します。この講習会の開催については、中部事務所 Web サイトに掲載し、関係団体 50 団体、並びに独占禁止政策協力委員及び下請取引等改善協力委員 32 名に対し、メールにより情報を発信するとともに、傘下の会員等にも周知していただくよう協力をお願いしました。

その結果、49 団体において、団体の Web サイトに掲載、又はメールマガジンにより配信していただき、周知に御協力いただきました。

[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/chubu/shitauke\\_kisokosyukai.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_kisokosyukai.html)

#### イ 知っておきたい豆情報（下請法）

毎月定期的に「知っておきたい豆情報」を中部事務所 Web サイトに掲載するとともに、関係団体等 95 か所に対し、メールマガジン形式により情報を発信しています。これまでにシリーズ第 5 回まで中部事務所 Web サイトに掲載しています。

送付先の中には、「知っておきたい豆情報」を、社内法務・購買部門に周知するとともに、購買取引先と利用しているシステムの掲示板に掲示をし、全ての購買取引先に周知をしていただいています。

[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/chubu/chubu\\_tidbits/index.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/index.html)

## ウ 公取中部だより消費生活ダイジェスト

「公取中部だより」に掲載の内容のうち、消費者行政の担当者向け、消費者向けに、景品表示法関係の内容を抜粋した「公取中部だより消費生活ダイジェスト」を作成し、令和3年7月に、中部事務所 Web サイトへの掲載を開始するとともに、各県の消費生活関連部局の協力により、県及び市町村の消費生活センター等 124 か所にメールにより情報を発信しました。

[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/chubu/chubu\\_dayori/index.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_dayori/index.html)

## (2) オンライン所内研修

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出等によりテレワークが推奨される中、引き続き、中部事務所でも出勤者数の7割削減に取り組みました。

こうしたなか、これまで対面で実施していた事務所内の研修についてもオンラインにより実施することにしました。9月のオンライン所内研修では、総務課長が講師となり、これまでの業務における体験談等について話をしました。テレワークが浸透し一堂に会する機会がなくなるなかで、ベテラン職員の経験や知見が中堅・若手職員等と共有されるよう取り組んでいます。

## (3) 有識者と中部事務所との懇談会の開催に向けた取組

中部事務所においては、管内において、関係団体の方々等との懇談会を開催

し、中部事務所の活動状況等を説明するほか、有識者の皆様と直接意見交換を行い、管内における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てています。

令和3年度においては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出等により対面での懇談会の開催が困難な状況の中、中部事務所においては、オンラインによる懇談会の開催に向け、関係団体等に対し、開催の依頼をしています。その結果、令和3年度においては、現在、6団体から懇談会を開催する方向である旨回答をいただいています。引き続き、他の団体に対しても、懇談会の開催について順次依頼していきます。

#### **(4) 独占禁止法教室**

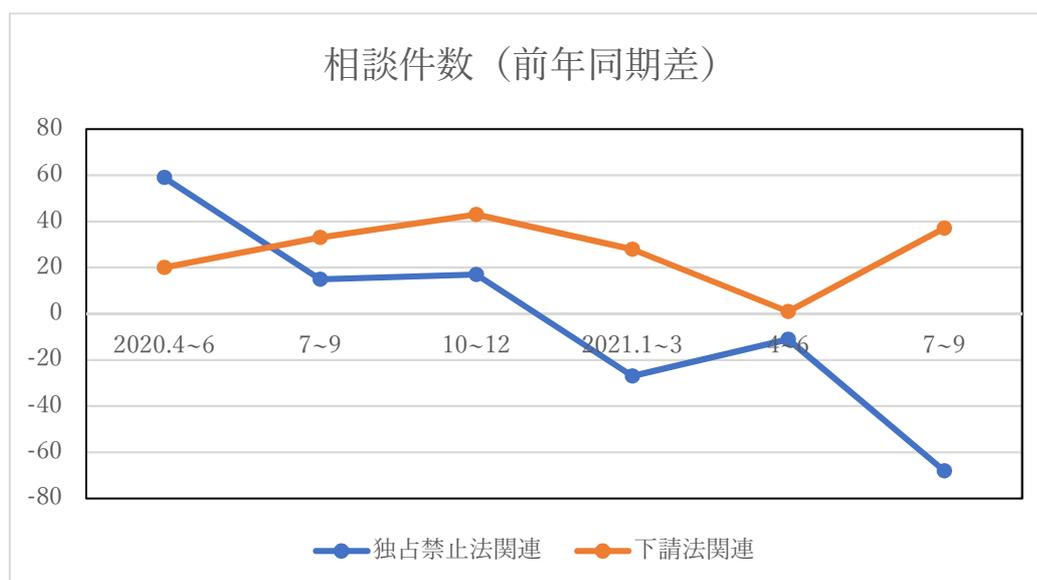
##### **高校**

高校における独占禁止法教室については、より身近に公正取引委員会を生徒に知ってもらうため、生徒には、事業者の立場になり、どのようにしたら商品の売上高が増えるかグループで考えて発表してもらったり、模擬立入検査に参加してもらうなどしており、対面方式によることとしています。

令和3年度においては、中部事務所管内の高校のうち、商業に関する学科を設置している学校における独占禁止法教室の実施に重点を置いており、愛知県に所在する商業高校約30校に対して独占禁止法教室の開催を依頼しました。

## (5) 相談件数の動向（7月～9月）

令和3年度第2四半期の相談件数についてみると、独占禁止法関連は96件（前年同期164件）、下請法関連は314件（同277件）となっており、令和2年度同期に比べて、独占禁止法関連では減少、下請法関連では増加となっています。



引き続き、事業活動の中で、取引先から求められた事項や、契約内容等に関して悩みごと・困りごとがあれば、中部事務所に御相談ください。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、御相談は原則電話で対応しております。御相談の内容に応じて、以下の番号に電話していただくようお願いいたします。

内容	担当課	電話
(1) 公正取引委員会の活動に関する問い合わせ (2) 独占禁止法についての一般的な相談	総務課	052-961-9421
(1) 持株会社、会社の株式所有、合併・事業譲受け等の届出等 (2) 事業者又は事業者団体が自ら行おうとする活動（流通・取引慣行、知的財産権の利用、共同研究開発を含む）についての個別具体的な相談 (3) 中小企業等協同組合の届出	経済取引指導官	052-961-9422
(1) 下請法についての相談 (2) 下請法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼 (3) 最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に関する相談	下請課	052-961-9424  しわ寄せ防止 フリーダイヤル 0120-060-110
独占禁止法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼	第一審査課	052-961-9425
(1) 優越的地位の濫用の考え方についての相談 (2) 景品表示法についての相談 (3) 景品表示法に違反すると思われる事実についての情報提供・調査依頼	取引課	052-961-9423

### 3. 会議・説明会等の実施状況

日	会議, 説明会等	主催者	開催場所/方法
7月			
5日	岐阜大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
6日	金沢弁護士会との意見交換	公正取引委員会	オンライン
7日	下請法説明会に講師を派遣	岐阜県弁護士会	岐阜市
8日	消費生活講座に講師を派遣	愛知学院大学	名古屋市
9日	独占禁止法研修会に講師を派遣	愛知県農業協同組合中央会	名古屋市
13日	下請法説明会に講師を派遣	(公財) 静岡県産業振興財団	静岡県富士市
14日	下請法説明会に講師を派遣	(公財) 静岡県産業振興財団	静岡市
20日	官製談合防止法研修会	名古屋港管理組合	オンライン
22日	愛知県立大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
26日	下請取引等改善協力委員(富山市)からの意見聴取	公正取引委員会	電話
27日	下請取引等改善協力委員(静岡県藤枝市)からの意見聴取	公正取引委員会	電話
30日	下請取引等改善協力委員(三重県多気郡多気町)からの意見聴取	公正取引委員会	電話
30日	下請取引等改善協力委員(名古屋市)からの意見聴取	公正取引委員会	電話
30日	独占禁止法及び下請法研修会	三重県農業協同組合中央会	オンライン
8月			
2日	富山大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
4日	官製談合防止法研修会	各務原市役所	オンライン
4日	下請取引等改善協力委員(岐阜県本巣市)からの意見聴取	公正取引委員会	電話
5日	独禁法研究部会(第2例会)	(一財) 中部生産性本部	オンライン
5日	下請取引等改善協力委員(富山県中新川郡上市町)からの意見聴取	公正取引委員会	電話

6日	独占禁止法研修会に講師を派遣	(一社) 三重電業協会	三重県四日市市
6日	下請取引等改善協力委員(岐阜県関市)からの意見聴取	公正取引委員会	電話
11日	官製談合防止法研修会	富士宮市役所	オンライン
12日	下請取引等改善協力委員(名古屋市)からの意見聴取	公正取引委員会	電話
19日	下請法基礎講習会	公正取引委員会	オンライン
25日	官製談合防止法研修会	稲沢市役所	オンライン
26日	独占禁止法研修会	愛知県経済農業協同組合連合会	オンライン
9月			
3日	改正独占禁止法説明会	名古屋大学	オンライン
6日	改正独占禁止法説明会	名古屋大学	オンライン
8日	鈴鹿商工会議所(有識者)との意見交換	公正取引委員会	オンライン
9日	愛知県立大学(有識者)との意見交換	公正取引委員会	オンライン
9日	官製談合防止法研修会・地方公共団体ハンドブック研修会	公正取引委員会	オンライン
10日	金沢弁護士会との意見交換	公正取引委員会	オンライン
13日	加賀商工会議所(有識者)との意見交換	公正取引委員会	オンライン
13日	独占禁止政策協力委員(静岡市)からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
16日	官製談合防止法研修会	菊川市役所	オンライン
16日	独占禁止政策協力委員(三重県四日市市, 金沢市)からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
17日	官製談合防止法研修会	能美市役所	オンライン
17日	独占禁止政策協力委員(浜松市, 富山県高岡市)からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
24日	愛知大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
29日	愛知県立大学起業部との意見交換	公正取引委員会	オンライン
30日	官製談合防止法研修会	白山市役所	オンライン

## Ⅱ. 公正取引委員会の動き

主な報道発表（令和3年6月16日～9月17日）

月 日	発表内容	頁
全般		
8月31日	公正取引委員会の令和4年度概算要求について	21
9月10日	令和2年度公正取引委員会年次報告について	22
独占禁止法		
6月16日	株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行の株式取得に関する審査結果について	23
6月25日	令和2年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について	24
7月1日	セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジー・インクの統合に関する審査結果について	25
7月7日	令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について	26
9月2日	アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について	27
独占禁止法・下請法		
9月8日	最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン	28
下請法		
6月23日	株式会社ティーガイアに対する勧告について	29
6月25日	令和2年度における中部地区の下請法の運用状況等について	30
6月30日	東京吉岡株式会社に対する勧告について	31

消費税転嫁対策特別措置法		
6月25日	令和2年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について	32
景品表示法		
6月17日	株式会社アップドラフトに対する景品表示法に基づく措置命令について	33
6月25日	令和2年度における中部地区の景品表示法の運用状況等	34
6月25日	Salute. Lab株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について	35
8月31日	タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について	36
その他		
6月25日	「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書について	37
7月21日	第218回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について	38
8月6日	インド競争委員会との間の協力に関する覚書の締結について	39
8月31日	公正取引委員会における令和3年度の政策評価結果について	40

# 公正取引委員会の令和4年度概算要求について

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争による経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、デジタル庁が一括して要求する情報システム予算を含む総額114億20百万円(対前年度比42百万円減)を要求することとしました。

このうち、厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用のための経費として5億76百万円、中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化のための経費として3億65百万円等を要求することとしました。

また、唱導機能の強化など競争環境の整備のための経費として3億31百万円を要求することとしました。

このほか、これらの取組に係る所要の体制整備のための機構・定員要求をすることとしました。

## <予算(重点施策別)>

(単位:百万円)

区 分	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 概算要求額(B)		対前年度 増△減額 (B-A)
			デジタル庁 一括計上分を除く	
1. 厳正かつ実効性のある独占 禁止法の運用	420	576	375	155
2. 中小企業に不当に不利益を 与える行為の取締り強化	251	365	354	114
3. 競争環境の整備	173	331	331	158
4. 競争政策の運営基盤の強化	237	433	115	196
5. その他	10,380	9,715	9,708	△665
合 計	11,462	11,420	10,883	△42

注:計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等は必ずしも一致しない。

## <機構・定員>

- 機構:官房総務課企画官(経済分析担当)の新設  
経済取引局調整課企画官の新設
- 定員:増員34名

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→8月→(令和3年8月31日)公正取引委員会の令和4年度概算要求について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/aug/210831yosanyoukyuu.html>) を御覧ください。

# 令和2年度公正取引委員会年次報告について

公正取引委員会は、独占禁止法第44条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年、独占禁止法等の所管法令の施行の状況を報告しているところ、令和2年度公正取引委員会年次報告書を国会に提出しました。その要旨は以下のとおりです。

## 1 独占禁止法制等の動き

- (1) 独占禁止法改正法の施行に伴う関係政令等の整備
- (2) 押印を求める手続等の見直しのための公正取引委員会規則の改正

## 2 厳正・的確な法運用

- (1) 独占禁止法違反行為の積極的排除
- (2) 公正な取引慣行の推進
- (3) 企業結合審査の充実

## 3 競争環境の整備

- (1) デジタル市場競争会議
  - (2) デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）
  - (3) デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」
  - (4) コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査
  - (5) 「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正
  - (6) スタートアップの取引慣行に関する実態調査
  - (7) 「スタートアップとの事業連携に関する指針」の策定
  - (8) 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の策定等
  - (9) 「適正なガス取引についての指針」の改定
  - (10) 共通ポイントサービスに関する取引実態調査
  - (11) 携帯電話市場における競争政策上の課題について
  - (12) 競争評価に関する取組
  - (13) 入札談合の防止への取組
  - (14) 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組
- ## 4 競争政策の運営基盤の強化
- (1) 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備
  - (2) 経済のグローバル化への対応
  - (3) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動
- ## 5 その他の業務（新型コロナウイルス感染症に係る対応）
- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するQ&Aの公表等
  - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&Aの公表等
  - (3) 新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応についての公表

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→9月→（令和3年9月10日）令和2年度公正取引委員会年次報告について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210910.html>)をご覧ください。

## 株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行の株式取得に関する審査結果について

公正取引委員会は、株式会社福井銀行（法人番号 9210001003641）（以下「福井銀行」といいます。）による株式会社福邦銀行（法人番号 8210001003262）（以下「福邦銀行」といいます。）の株式取得について、福井銀行から独占禁止法の規定に基づく株式取得に係る計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、福井銀行に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了しました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月16日） 株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行の株式取得に関する審査結果について（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210616f.html>）を御覧ください。

## 令和2年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について

公正取引委員会は、6月25日、「令和2年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について」を公表しました。以下の内容について、令和2年度の実績等を掲載しています。

### ●独占禁止法違反事件等の処理状況

- ・最近の独占禁止法違反事件等の処理状況(不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものを除く。)
- ・独占禁止法違反事件等の概要

### ●企業結合関係届出及び協同組合届出の状況

- ・企業結合関係届出
- ・協同組合届出

### ●広報・広聴活動

- ・独占禁止政策協力委員制度
- ・有識者との懇談会
- ・独占禁止法説明会等
- ・独占禁止法教室(出前授業)
- ・消費者セミナー、消費生活講座等
- ・相談業務

上記運用状況の詳細については、下記のURLからご覧いただけます。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→6月→(令和3年6月25日) 令和2年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubudokkin.html>) を御覧ください。

## セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合に関する審査結果について

公正取引委員会は、セールスフォース・ドットコム・インク（以下「セールスフォース社」といい、同社を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「セールスフォースグループ」といいます。）及びスラック・テクノロジーズ・インク（以下「スラック社」といい、同社を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「スラックグループ」といいます。また、セールスフォースグループ及びスラックグループを併せて「当事会社グループ」といいます。）の統合について、当事会社グループから独占禁止法の規定に基づく株式取得及び合併に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと認められたので、当事会社グループに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了しました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→7月→（令和3年7月1日）セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合に関する審査結果について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jul/210701s.html>）を御覧ください。

## 令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について

株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転又は事業譲受け等（以下「企業結合」といいます。）が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、その企業結合は、独占禁止法に基づいて禁止されます。一定の要件を満たす企業結合計画については、それを実行する前に公正取引委員会に届け出なければなりません（事前届出の義務）。公正取引委員会は、届出のあった企業結合計画等について、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）」（平成16年5月31日公正取引委員会）に示された考え方に基づき、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるかどうか、つまり、競争が実質的に制限されることとなるかどうかという観点から審査（企業結合審査）を行っています。仮に当初の企業結合計画では競争を実質的に制限することとなると判断される場合であっても、当事会社が一定の適切な措置を採ることを公正取引委員会に申し出、当事会社が当該措置を講ずることにより、その問題を解消することができる場合があります。

令和2年度における企業結合関係届出の状況と主要な企業結合事例の概要は、以下のとおりです（詳細は、別添1及び別添2を参照。）。(注)

### 第1 令和2年度における企業結合関係届出の状況（別添1）

令和2年度において、企業結合計画の届出を受理した案件は266件（対前年度比14.2%減）であり、このうち、「第1次審査の結果、独占禁止法上問題ないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をした案件」は258件、「より詳細な審査が必要であるとして、第2次審査に移行した案件」は1件、「第1次審査中に取下げがあった案件」は7件でした。

また、令和2年度において、届出を要しない企業結合計画（当事会社からの相談があったもの又は公正取引委員会が審査を開始したもの）に関して審査を終了した案件は、9件でした。

以上の令和2年度において審査が行われた案件のうち、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題がないと判断したものは6件でした。

### 第2 令和2年度における主要な企業結合事例（別添2）

令和2年度に公正取引委員会が審査を終了した事例のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる9事例、及び令和2年度に公正取引委員会が審査を行い令和3年度に審査を終了したものである1事例について、その審査内容を別添2のとおり、公表することとしました。

(注)別添1及び別添2については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→7月→（令和3年7月7日） 令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jul/210707j.html>）を御覧ください。

# 独占禁止法（私的独占又は拘束条件付取引）

令和3年9月2日公表

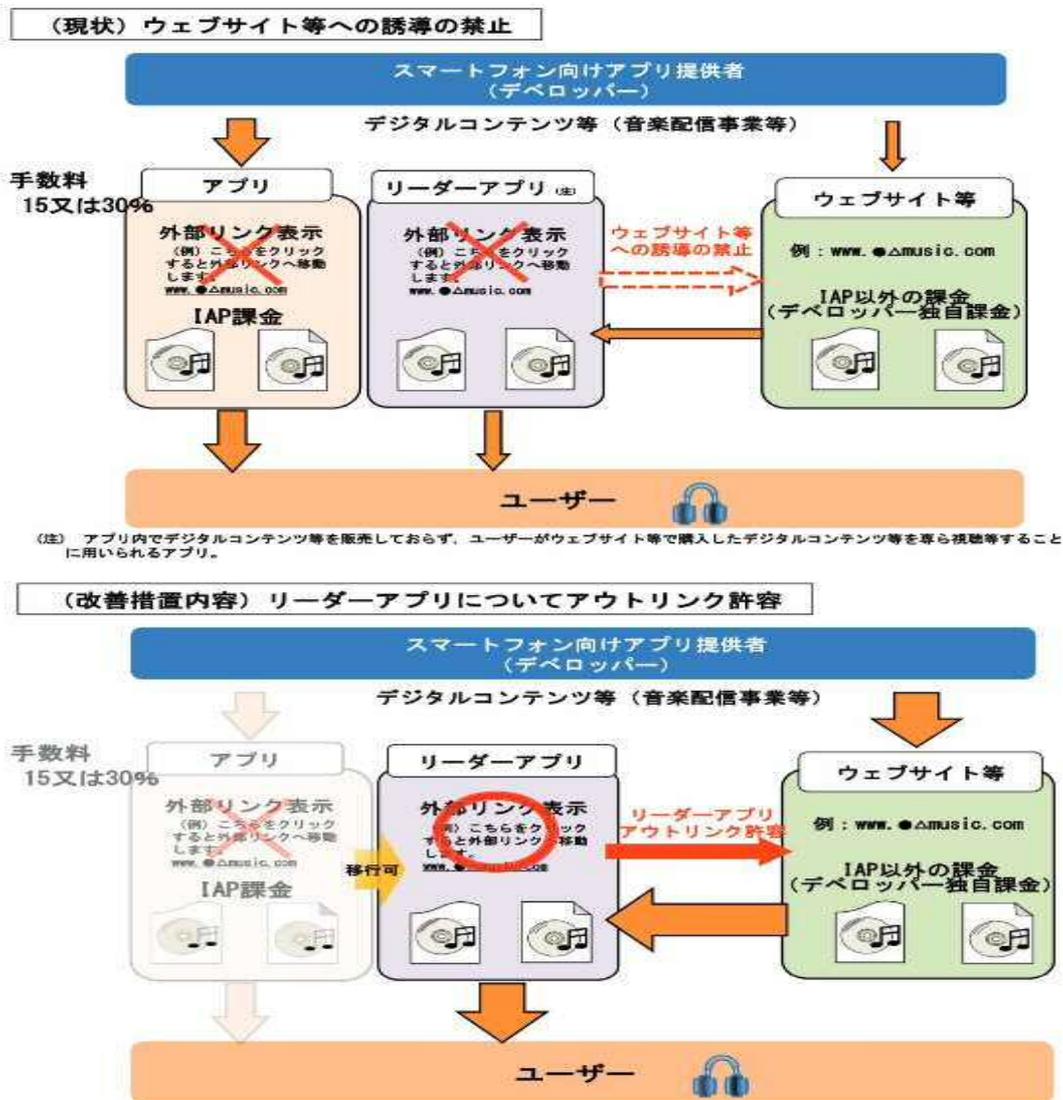
## アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

公正取引委員会は、アップル・インク（以下「アップル」といいます。）が、iPhone 向けのアプリケーションを掲載する App Store の運営に当たり、App Store Review ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、デジタルコンテンツの販売等（注）について、アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を提供する事業者（以下「デベロッパー」といいます。）の事業活動を制限している疑い等があったことから、アップルに対し、平成28年10月以降、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきました。

今般、アップルから関連するガイドラインの規定を改訂する等の改善措置の申出がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、今後、アップルが改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとしました。

アップルによる違反の疑いがあった行為及び改善措置の概要は、下図のとおりです。

（注）音楽、電子書籍、動画等のデジタルコンテンツ及びアプリの有料の追加機能の販売並びに定期購入契約（サブスクリプション）による音楽の聴き放題等のサービスの提供等をいいます。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→9月→（令和3年9月2日）アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210902.html>）を御覧ください。

## 最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴い、買ったとき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を次のとおり取りまとめ、対策の強化に取り組みます。さらに、これらの対応強化の成果を踏まえつつ、更なる取組を検討・実施していきます。

### 1 下請法等の執行強化

- ・下請法違反被疑事実等に係る情報収集の取組強化（定期書面調査の拡大・質問の追加等）
- ・最低賃金引上げ等を勘案しない下請代金の不当な設定を含む下請法違反行為等への厳正な対処

### 2 相談対応の強化

- ・不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の設置（本相談窓口については、速やかにフリーダイヤル化を行う予定）
- ・中小事業者等のためのオンライン相談会の実施

### 3 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

- ・「買ったとき」に関する下請法上の考え方の明示及び周知徹底（公正取引委員会ウェブサイトへのQ&Aの掲載）
- ・11月の「下請取引適正化推進月間」における周知活動の拡充・強化（下請法に関する新しい動画の作成・公開）

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→9月→（令和3年9月8日）最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210908.html>）を御覧ください。

## 株式会社ティーガイアに対する勧告について

公正取引委員会は、株式会社ティーガイア（以下「ティーガイア」といいます。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行いました。

### 違反事実の概要

(1) ティーガイアは、資本金の額が5000万円以下の法人たる事業者に対し、特定の電気通信事業者から受託する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等（以下「本件業務」といいます。）を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」といいます。）。

(2) ティーガイアは、平成30年3月から平成31年4月までの間、「戻入金」  
(注) を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額5660万9388円である（下請事業者8名）。

(注) 下請事業者の業務実績に対する評価結果（3か月ごと）がティーガイアが定める一定の水準に満たない場合、ティーガイアが、評価期間中の下請代金の額から、一定の算出方式で計算した金額を遡って値引きしたもの。

(3) ティーガイアは、平成30年9月から令和3年3月までの間、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→下請法（違反事件関係）→令和3年→（令和3年6月23日）株式会社ティーガイアに対する勧告について

（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/20210623\\_T-GAIA.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/20210623_T-GAIA.html)）を御覧ください。

## 令和2年度における中部地区の下請法の運用状況等について

中部事務所は、6月25日、「令和2年度における中部地区の下請法の運用状況等について」を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

### ●下請法違反被疑事件の処理状況

措置件数803件（前年度比0.9%増）

### ●違反行為の種類別件数（注）

- ・ 手続規定違反（発注書面の交付義務違反等）  
828件
- ・ 実体規定違反（減額、支払遅延等下請事業者に不利益を与える行為）  
875件

＜主な違反行為類型＞

- ①下請代金の支払遅延（362件）
- ②下請代金の減額（231件）
- ③買いたたき（144件）

（注）1件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるため、手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と前記(1)の措置件数とは一致しない。

### ●下請法等に係る相談対応

1,147件（前年度比17.2%増）

### ●専門家との連携

中小企業が抱える取引上の問題の解決等に資するため、中部事務所の管轄区域内に所在する弁護士会、日本公認会計士協会(東海会・北陸会)、税理士会に対し協力関係の構築を呼びかけ、一部の団体に対して、下請法の説明会を5回実施した（うち4回はオンライン）。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月25日）令和2年度における中部地区の下請法の運用状況等について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubushitauke.html>）を御覧ください。

## 東京吉岡株式会社に対する件について

公正取引委員会は、東京吉岡株式会社（以下「東京吉岡」といいます。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行いました。

### 違反事実の概要

- (1) 東京吉岡は、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、衣料品の製造販売業者等から製造を請け負う下げ札、織ネーム、プリントネーム等の服飾副資材又はその半製品の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」といいます。）。
- (2) 東京吉岡は、令和元年11月から令和2年10月までの間、「歩引」<sup>(注)</sup>を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額2015万166円である（下請事業者24名）。

(注) 下請代金を手形ではなく現金で支払っていることなどを理由に、請求書の金額に一定率を乗じて得た額等を徴収したものの。

- (3) 東京吉岡は、令和2年12月30日、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月30日）東京吉岡株式会社に対する勧告について

（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210630\\_Tokyo-Yoshiaoka.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210630_Tokyo-Yoshiaoka.html)）を御覧ください。

## 令和2年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について

中部事務所は、6月25日、「令和2年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について」を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

●違反被疑事件の処理状況：指導 20件

●指導件数の行為類型別内訳

令和2年度の指導件数について行為類型別で分類すると、管内においては、指導件数の全てが買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）となっている。主な指導事例は以下のとおり。

- (1) 自動車部品等の製造業を営むA社は、部品加工業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。
- (2) 旅客自動車運送業を営むB社は、駐車場の賃貸人（特定供給事業者）に対し、令和元年10月分以後の消費税込みの賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。
- (3) 不動産賃貸業を営むC社は、マンションの管理業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、入居者から受け取る家賃（非課税）に一定率を乗じた額を消費税込みの委託代金として支払っているところ、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。

●相談への対応状況：44件

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月25日）令和2年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubutenka.html>）を御覧ください。



## 令和2年度における中部地区の景品表示法の運用状況等の運用状況等

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、景品表示法の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めています。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいます。

令和2年度における中部地区（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の6県）の景品表示法の運用状況等は次のとおりです。

### ●景品表示法違反事件の処理状況

措置命令が1件、指導が6件の計7件でした。全て表示事件であり、その内訳は、優良誤認（景品表示法第5条第1号）が6件、有利誤認（景品表示法第5条第2号）が1件でした。

### ●景品表示法に関する相談

受け付けた相談件数は418件でした。具体的な相談内容としては、①景品類の提供限度額に関する相談、②商品の効果・性能の表示に関する相談、③商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、④消費税の表示に関する相談、⑤食品の表示に関する相談等が挙げられます。

### ●景品表示法に関する講師派遣等

消費者団体等が開催する講習会や大学の授業に、計11回講師を派遣しました。また、名古屋市において、一般消費者等を対象に、景品表示法等の内容を説明するセミナーを開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる講師派遣の実施にも取り組んでいます。

（セミナーの様子）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月25日） 令和2年度における中部地区の景品表示法の運用状況等

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubutorihiki.html>）を御覧ください。

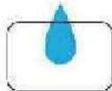
## Salute. Lab株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、<sup>サ ル - テ . ラ ボ</sup>Salute. Lab株式会社に対し、同社が供給する「イオニアカードPLUS」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

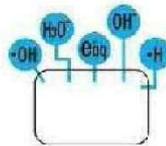
### 実際の表示（一部）



### イオンであなたを守るしくみ



『イオニアカード』と  
空気中の水分が反応。



水分が分解され、  
持続的にイオンが発生。



発生したイオンが  
あなたを24時間ガードします。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月25日）Salute. Lab株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625.html>）を御覧ください。

## タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、タイガー魔法瓶株式会社に対し、同社が供給する「PCK-AO80」と称する電気ケトルに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→8月→（令和3年8月31日）タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/aug/210831\\_honbun.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/aug/210831_honbun.html)）を御覧ください。

## 「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書について

近年、データは、デジタル時代における競争力の源泉であるとの認識が広がりつつあり、変化の激しいデジタル時代の競争の場は、いわゆるオンライン・プラットフォーム型の事業者が検索や SNS 等のサービスを提供する「サイバー空間」から、サイバー空間で解析したデータを活用して、自動運転、医療・介護、農業等、フィジカル（現実）空間のビジネスの高度化を図る、「サイバーとフィジカルの融合」を競う場に移行するとの見方がなされています。

世界においては、急速に変化するデジタル時代における競争を念頭に置いて、安全かつ高品質・大量のデータに容易にアクセスできるような場（データスペース）を創出するための取組が進められており、我が国政府においても、データ活用基盤の構築に向け、令和3年6月に包括的データ戦略を策定しました。

こうした状況を踏まえ、競争政策の観点からも、データを活用した事業における競争をより活発にし、イノベーションを推進する方策の検討を進めていくことは、デジタル時代における日本経済の発展を目指す上で大きな意義を有するものと考えられます。

公正取引委員会は、このような認識の下、データ市場に関する競争政策上の諸論点や課題について研究を行うことを目的として、競争政策研究センター（Competition Policy Research Center〔CPRC〕）において「データ市場に係る競争政策に関する検討会」（座長：松島法明 大阪大学社会経済研究所教授／競争政策研究センター所長）を開催し、令和2年11月から8回にわたって検討を行ってきました。

このたび、同検討会における議論を経て、「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書が取りまとめられましたので、公表しました（注）。

（注）報告書については公取委 HP を御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月25日）「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書について  
([https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625\\_data.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625_data.html))を御覧ください。

## 第218回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めるところを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第218回独占禁止懇話会を開催しました。

### 1 日時

令和3年6月24日(木曜)10時00分～12時00分

### 2 場所

オンライン方式による開催

### 3 議題

- デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について
- デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について
- 携帯電話市場における競争政策上の課題について(令和3年度調査)
- 公正取引委員会における経済分析の活用について

### 4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から意見・質問が出された。

(注)

(注) 会員から示された主な意見・質問の概要は公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→7月→(令和3年7月21日)第218回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について  
([https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jul/210721\\_kyokusou.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jul/210721_kyokusou.html))を御覧ください。

# インド競争委員会との間の協力に関する覚書の締結について

公正取引委員会は、インド共和国（以下「インド」といいます。）の競争当局であるインド競争委員会との間で、競争当局間の協力に関する覚書を締結しました（オンライン方式による開催）。覚書の署名者及び概要は、次のとおりです。

## 1 署名者

日本側：公正取引委員会 古谷一之委員長  
インド側：インド競争委員会 アショク・クマール・グプタ委員長

## 2 概要

### (1) 協力の目的と原則

効率的な市場の運営のための及び各国の国民の経済的厚生のための協力関係の進展を通じた、それぞれの国の競争法令の効果的な執行の分野における協力及び連絡の利益を認識する。

### (2) 通報

一方の競争当局は、他方の競争当局に対し、当該他方の競争当局の重要な利益に影響を及ぼす可能性があると認める自己の執行活動について通報する。

### (3) 情報交換

両競争当局は、それぞれの国の法令及びそれぞれの重要な利益に適合する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、情報を交換する。

### (4) 技術協力

両競争当局は、技術協力活動の分野において協力することができる。

### (5) 執行活動の調整

両競争当局は、相互に関連する競争に関する事案を審査している場合には、それぞれの執行活動の調整を検討する。

### (6) 連絡

この協力に関する覚書に基づき、定期的な会合を開催することができる。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→8月→（令和3年8月6日）インド競争委員会との間の協力に関する覚書の締結について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/aug/210806.html>) を御覧ください。

## 公正取引委員会における令和3年度の政策評価結果について

公正取引委員会は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、今般、令和3年度の政策評価対象施策について、評価書を取りまとめました。

取りまとめに当たっては、公正取引委員会政策評価委員から意見を聴取し、当該意見を政策評価書に反映させています。

なお、公正取引委員会が実施する施策のうち実績評価方式による事後評価の対象となるものについて、令和2年度の実績の測定（モニタリング）を行い、その結果を「令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」（令和3年3月31日公表）に記入しました。

### 1 令和3年度の政策評価対象施策

○独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導

○取引慣行等の実態把握・改善のための提言

○海外の競争当局等との連携の推進

### 2 政策評価に対する意見募集

公正取引委員会は、前記1の政策評価対象施策に係る評価結果について、令和3年9月30日（木曜）を意見提出期限として、各方面から広く意見を求めました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→8月→（令和3年8月31日）公正取引委員会における令和3年度の政策評価結果について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/aug/210831.html>)を御覧ください。